

〔第一問〕 —50点—

問 1 次の各問に答えなさい。

- (1) 消費税法における課税の対象となる取引について、簡潔に述べなさい。
 - (2) 「課税仕入れ」の意義、仕入税額控除制度の趣旨及び仕入控除税額の計算方法(簡易課税制度を適用した場合を除く。)について、簡潔に述べなさい。
- (注) 1 消費税法施行令に定める事項については、触れる必要はない。
2 (2)の解答に当たっては、適宜算式等を用いることとして差し支えない。

問 2 次の(1)~(5)の各取引について消費税法令の適用関係を述べなさい。

なお、特に断りがない限り、いずれも国内において行われた取引である。

- (1) 当社は、不動産貸付業を営む3月決算法人です。当社は、当社の監査役に平成25年3月から当社の賃貸事務所を無償で貸し付けています。

平成27年3月期の課税期間の基準期間における課税売上高の計算に当たって、この賃貸事務所の無償貸付けについて、消費税法令の適用関係はどのようになりますか。

- (2) 当社は、取引先の外国法人から、外国法人において不要となった機械装置を無償で譲り受けることとしました。

この機械装置は、国外から船便により輸送され、平成26年3月31日に輸入申告を行い、平成26年4月1日に輸入許可されました。

当社が、保税地域から引き取るこの機械装置について、消費税法令の適用関係はどのようになりますか。

- (3) 当法人は、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人であり、特別養護老人ホームに入所する要介護者に対する介護福祉施設サービスを行っています。

当法人は、この老人ホームの入所者に対して食事を提供するために調理業務を外部業者に委託していますが、この委託業務について、消費税法令の適用関係はどのようになりますか。

- (4) 当社は、今まで取引先との連絡事務所として使っていた国外に所有するマンションを、今秋から日本人留学生に居住用として貸し出すこととしました。

このため、国内の不動産業者に仲介を依頼し、この度、留学する日本人留学生と賃貸借契約を取り交わし、不動産業者には仲介手数料を支払いました。

この居住用として賃貸するマンションの賃貸料及び仲介手数料について、消費税法令の適用関係はどのようになりますか。

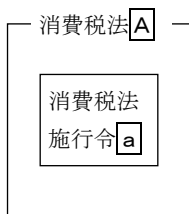
テーマ 1 課税の対象

参考 消費税法と消費税法施行令

消費税法における法律と施行令の関係を示すと次のようになる。

別冊の消費税法理論マスターにおいては、各タイトルごとに法律と施行令の区分を入れてあるので参考にしてほしい。

※ イメージ



近年の試験問題においては、次の指示が与えられる場合がある。

解答上、消費税法施行令に規定される部分について触れる必要はない。

この場合、図中の「a」については解答不要となる。

例題

消費税法に規定される輸出取引等の範囲について述べなさい。ただし、消費税法施行令に規定される部分について触れる必要はない。

解 答

- (1) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- (2) 外国貨物の譲渡又は貸付け（(1)に該当するものを除く。）
- (3) 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送又は通信
- (4) 専ら(3)の輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡、貸付け又は修理で船舶運航事業者等に対するもの
- (5) (1)～(4)の資産の譲渡等に類するもの

① }
{ 施行令に規定されるため解答は不要 (M1-4参照)。
⑤ }

〔第二問〕 —50 点—

問 1

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、産業用機械の製造及び販売業を営んでいる法人であり、甲社の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの当課税期間における取引の状況等は、次の〔資料〕のとおりである。

これに基づき、当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額（以下「納付税額」という。）又は還付を受けるべき消費税額（以下「還付税額」という。）を、その計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。

解答は、答案用紙の所定の箇所に記入し、個別に指示されている場合はその指示に従うこと。したがって、所定の箇所以外に記入されているものは、採点の対象としない。また、計算した数値が 0 となる場合は、0 と記入し、空白と区別しなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

1. 会計帳簿における経理について、すべて消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ金額により処理（税込経理）されている。
2. 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものである。
3. 納付税額又は還付税額の計算に当たって、消費税法の規定に基づき適用される計算方法が 2 以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる、又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。ただし、計算方法が個別に指示されている場合は、その指示により計算するものとする。
4. 甲社は、設立から前課税期間まで継続して消費税の納税義務者である。また、課税売上割合が 95 % 未満となる課税期間（平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が 5 億円を超える課税期間を含む。）については、課税標準額に対する消費税額から控除する仕入れに係る消費税額の計算に当たり、個別対応方式（消費税法第 30 条第 2 項第 1 号に規定する計算方式）により計算を行っており、当課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。なお、消費税法第 30 条第 3 項第 2 号に規定する「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。
5. 甲社は、「消費税課税事業者選択届出書」（消費税法第 9 条第 4 項に規定する届出書をいう。）及び「消費税簡易課税制度選択届出書」（消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書をいう。）を提出したことはない。
6. 当課税期間中の中間申告により納付すべき消費税額は、租税公課として経理されているが、当課税期間中の中間申告に当たっては、消費税法第 43 条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定を適用した仮決算による中間申告書は提出されていない。

〔第二問〕－50点－

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、衣服・雑貨の製造・卸及び販売業を営んでいるが、甲社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの当課税期間（事業年度）に関連する取引等の状況は、次の〔資料〕のとおりである。

これに基づき当課税期間における確定申告により納付すべき消費税額をその計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して計算しなさい。解答は、答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。

- (1) 会計帳簿による経理は、すべて消費税及び地方消費税を含んだ金額により処理（以下「税込経理」という。）されている。
- (2) 取引等は、特に断りのある場合を除き、国内において行われたものである。
- (3) 納付税額の計算に当たって、適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる方法を採用するものとする。
- (4) 甲社は、設立から前課税期間まで、課税売上割合が95%未満となった課税期間（平成24年4月1日以後に開始する課税期間については、課税期間における課税売上高が5億円を超える場合を含む。）については、個別対応方式（消費税法第30条第2項第1号に規定する計算方法）により仕入れに係る消費税額の控除の計算を行っており、当課税期間においても、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われているものとする。

なお、課税売上割合に準ずる割合の承認は受けていない。

- (5) 甲社は、課税事業者選択届出書（消費税法第9条第4項に規定する届出書）及び簡易課税制度選択届出書（消費税法第37条第1項に規定する届出書）を提出したことはない。
- (6) 国内において行われた課税資産の譲渡等で消費税が免除される取引（以下「免税取引」という。）については、必要な手続はすべて行われており、当課税期間中に行われた免税取引に係る書類又は帳簿は法令に従って保存されている。また、免税取引の相手方は、甲社の行う課税資産の譲渡等のすべてについて、免税の適用を受けることができる者である。
- (7) 課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。

〔資 料〕

1 甲社の当課税期間前の取引等の状況

甲社の前々課税期間（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）及び前課税期間（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）における取引状況等は次のとおりである。

また、いずれの課税期間においても、消費税法第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の適用は受けておらず、非課税取引の金額には、消費税法第31条第1項《非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に係るものは含まれていない。

外ファイナンスリース取引に該当し、消費税において資産の譲渡(売買)として取り扱われるものであるが、甲社は賃貸借処理(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をいう。)を行い、そのリース料については、支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理(「分割控除」という。)により、仕入控除税額の計算を行うものとする。

(9) 「修繕費」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|-------------------|-------------|
| ① マンションBに係るもの | 864,000 円 |
| ② テナントビルCに係るもの | 2,043,000 円 |
| ③ 本社事務所の冷暖房器具の修繕費 | 172,800 円 |

(10) 「水道光熱費」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① マンションBの共用施設部分に係るもの | 968,700 円(78,500 円) |
| ② テナントビルCの共用施設部分に係るもの | 1,385,800 円(106,300 円) |
| ③ 本社事務所に係るもの | 1,035,600 円(73,800 円) |

なお、水道光熱費は平成 26 年 4 月 1 日前から継続して供給されている電気、水道料金で、()内の金額は、平成 26 年 4 月 20 日を料金の確定日として、平成 26 年 3 月 21 日～平成 26 年 4 月 20 日分を、当課税期間中において支払ったものである。(25②において同じ。)

(11) 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりであり、すべて国内の事業者に対して委託したものである。

- | | |
|--|-------------|
| ① ホームページ(甲社の会社案内、製品のPRのためのものである。)の製作費用 | 777,600 円 |
| ② 商品カタログ(国内向けのもの 1,480,000 円、国外向けのもの 1,650,000 円)の製作費用 | 3,130,000 円 |
| ③ 本社の総務担当者を採用するための求人広告誌への掲載費用 | 151,200 円 |

(12) 「支払手数料」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ① 税理士報酬 | 3,628,800 円 |
| ② 弁護士報酬 | |
| イ 顧問契約に係る報酬額 | 1,728,000 円 |
| ロ 下記(17)①の損害賠償請求に係る報酬額 | 388,800 円 |
| ③ 宅地建物取引業者に支払った不動産賃貸契約に係る仲介手数料 | |
| イ マンションBに係るもの | 340,000 円 |
| ロ テナントビルCに係るもの | 476,000 円 |
| ④ 建物Dのマンション管理組合に支払った管理費 | 180,000 円 |

(13) 「貸倒損失」の内訳は、次のとおりである。

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| ① 平成 25 年 8 月に国内の事業者F社に販売した商品代金に係る売掛金 | 1,312,500 円 |
| ② 平成 26 年 4 月に国外の事業者J社に販売した製品代金に係る売掛金 | 1,280,000 円 |

② 平成26年4月1日から12月31日までの期間に係るもの(160,000円)は、乙が加盟する協同組合から平成26年4月以降の一定期間の商品の仕入金額に応じて支払を受けた事業分量配当金である。

(3) 「売上値引戻り高」に関する事項

平成26年1月1日から3月31日までの期間に係るもの(2,625円)は、平成25年12月に販売した商品売上高に係るものである。

(4) 「仕入金額」は、国内の他の事業者からの商品仕入高である。

① 平成26年1月1日から3月31日までの期間に係るもの(1,340,950円)のうち、10,640円は平成26年4月以降に販売したものの仕入高である。

② 平成26年4月1日から12月31日までの期間に係るもの(3,750,334円)のうち、11,090円は平成27年1月以降に販売したものの仕入高である。

(5) 「仕入値引戻し高」は、商品仕入高に係るものであるが、平成26年4月1日から12月31日までの期間に係るもの(5,000円)は、平成25年中に仕入れた商品の返品額である。

なお、当該商品は、平成26年1月1日の期首に繰り越したものである。

(6) 「租税公課」は、すべて課税取引以外のものである。

(7) 「荷造運賃」は、商品の国内輸送代金である。

(8) 「水道光熱費」は、自宅兼商品販売店舗として使用している建物(以下「自宅兼店舗」という。)のうち、商品販売店舗(以下「店舗」という。)に係る代金であるが、平成26年4月1日から12月31日までの期間に係るもの(19,060円)のうち、2,200円は継続供給契約に基づき平成26年4月1日前から供給を受けているもの(平成26年4月請求分)であり、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)附則第5条第2項の経過措置の適用を受けるものである。

(9) 「旅費交通費」に関する事項

平成26年4月1日から12月31日までの期間に係るもの(373,200円)のうち、26,480円は平成26年3月に購入した大阪出張(平成26年4月10日)に係る東京・新大阪間の新幹線の乗車券代金であるが、改正法附則第5条第1項の経過措置の適用を受けるものである。

また、上記373,200円には、アメリカ出張(平成26年7月27日から7月31日まで)に関する次のものが含まれているが、これら以外はすべて国内における課税仕入れに該当する。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ① 出発前夜の成田空港近くのホテル宿泊代金 | 10,000円 |
| ② 平成26年7月に購入したアメリカ・日本間の往復航空券代金 | 158,670円 |
| ③ アメリカ出張時に支出した現地宿泊代金 | 25,500円 |

(10) 「通信費」は、店舗に係る電話料金等である。

平成26年4月1日から12月31日までの期間に係るもの(36,000円)のうち、4,000円は継続供給契約に基づき平成26年4月1日前から供給を受けているもの(平成26年4月請求分)であり、改正法附則第5条第2項の経過措置の適用を受けるものである。

また、上記36,000円には、海外出張に関してアメリカの取引先との連絡のための国際電話代金が2,353円含まれているが、これら以外はすべて国内における課税仕入れに該当する。

□ 研究 みなし仕入率の改正

■ 趣 旨

簡易課税制度は、みなし仕入率により控除税額を計算することによる益税の金額が大きく、以前から見直しが検討されていた。今般の実態調査によると、金融・保険業と不動産業が、実際の仕入率とみなし仕入率との乖離が大きかった業種であった。そこで、これらの業種について「みなし仕入率」の見直しを実施し、金融・保険業を第五種事業とし、不動産業を第六種事業（新設）とし、益税の縮小を図ることとした。

なお、この改正規定は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用される。

【図 解】みなし仕入率

(改正前)			(改正後)		
第一種事業	卸売業	90%	第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業	80%	第二種事業	小売業	80%
第三種事業	製造業等	70%	第三種事業	製造業等	70%
第四種事業	金融・保険業 飲食店業他	60%	第四種事業	飲食店業他	60%
第五種事業	サービス業 不動産業	50%	第五種事業	金融・保険業 サービス業	50%
			第六種事業	不動産業	40%

